

～認定こども園保育所部における継続利用申込について～

認定こども園（保育所部）は、保護者が働いている場合や、病気などで、家庭での保育ができない場合に乳幼児を保育する施設です。入園できる児童は、保護者及び同居の祖父母などが『保育を必要とする事由』のいずれかに該当し、家庭での保育ができないと認められる場合です。次年度の継続利用（認定こども園保育所部）を希望される場合は、以下の申込手続きが必要になります。

■利用申込書受付期間

入園申込書受付：役場こども課…令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

各園…令和8年9月1日（火）～9月24日（木）

オンライン申請…令和8年8月20日（木）～9月30日（水）（※24時間受付）

(1) オンライン申請による手続き

受付期間内であれば 24 時間いつでも申請できるオンライン申請ができるようになりましたので、ぜひご活用ください。下記の継続利用に必要な書類②（世帯の状況によっては追加で③）の記入後の画像データをアップロードできるように準備してから下記の URL や二次元コードから申請してください。（お手元に申請に必要な書類が不足している場合は園又はこども課にお問い合わせください。）

なお、オンラインで申請していただいた場合は、園からお渡しさせていただいた紙媒体の「入園申込書」の提出は必要はありませんので、破棄していただくようお願いいたします。

<https://logoform.jp/form/YEKu/1649922>

（新規入園や転園希望の場合は、別の申請フォームになりますのでご注意ください。）



（継続利用申込フォーム）

(2) こども課窓口・園での窓口申請手続き

従来通り、紙媒体での窓口申請（明和町役場こども課又は各園）でも手続き可能となっています。

下記①②（世帯の状況によっては追加で③）を期日までに提出してください。継続申込書や就労証明書以外に申請手続きのための様式等が必要な場合は、明和町役場こども課又は園に問い合わせいただくか、町 HP 上からダウンロードしてください。

※詳細につきましては、8月20日ホームページ掲載

https://www.town.meiwa.mie.jp/main/soshiki/kodomo/kodomok_2/5475.html の『令和9年度（2027年度）版 明和町 認定こども園利用案内』をご覧ください。お願いします。



（町 HP へ）

継続利用に必要な書類		備 考
①	令和9年度 教育・保育給付認定申請書兼保育所・認定こども園利用申込書	・子ども1人につき、1枚必要です。 ※オンライン申請の場合不要
②	保育を必要とする事由に関する証明書等	・保育認定を受けるために、それぞれの保育事由に対応した要件確認書類の提出が必要です。証明書類や証明機関によっては、発行に時間がかかることがありますので、早めの準備をお願いします。 ・同住所(家が別の場合も含む)の祖父母等の親族が65歳未満の場合は、祖父母も保育の必要性を証明する書類が必要です。 ・各事由の必要書類は、★ <u>提出書類</u> をご確認ください。 ※オンライン申請の場合、写真等を添付。
③	世帯の状況により必要な書類	・以下の状況に該当する場合は、★ <u>世帯の状況により必要な書類</u> をご確認ください。 ・ひとり親家庭、生活保護世帯、単身赴任の保護者 ※オンライン申請の場合、写真等を添付。

★提出書類

各証明書は修正液、修正テープでの修正は不可です。二重線で見え消し修正のうえ訂正印が必要です。

保育を必要とする事由		提出書類
I	就労 ※月48時間以上	●<u>保護者が雇用されている場合</u> ☐ 就労証明書(所定様式:国様式) 勤務先の証明を受けてください。
		●<u>保護者が自営業(法人)の場合</u> ☐ 就労証明書(所定様式:国様式) 勤務先の証明を受けてください。
		●<u>保護者が親族の自営業(法人)に従事している場合</u> 以下の2つの書類が必要です。 ☐ 就労証明書(所定様式:国様式) 勤務先の証明を受けてください。 ☐ 直近の給与費明細書の写し

保育を必要とする事由	提出書類
I 就労 ※月48時間以上	●保護者が親族の自営業(法人)に従事している場合 以下の2つの書類が必要です。 ☐就労証明書(所定様式:国様式) 勤務先の証明を受けてください。 ☐直近の給与費明細書の写し
	●保護者が自営業(個人事業主)の場合 「就労証明書」とA、Bいずれか1つの書類が必要です。 ☐就労証明書(所定様式:国様式) A. 追加書類:事業を令和8年1月以降に開始した場合は、以下の中から1つ ☐開業届の写し ☐営業許可証の写し ☐契約書等、事業を開始していることが分かる書類 ※農業委員会、商工会等が発行する証明書等 B. 追加資料:事業を令和7年12月以前に開始した場合は、以下の中から1つ ☐前年分の税申告書の写し ※税申告がまだの方は、至急申告を済ませ、申告書の写しをご用意ください。
	●保護者が親族等の営む自営業(個人事業主)に従事している場合 「就労証明書」と親族等のA、Bいずれか1つの書類が必要です。 ☐就労証明書(所定様式:国様式) A. 追加書類:事業を令和8年1月以降に開始した場合は、以下の中から1つ ☐開業届の写し ☐営業許可証の写し ☐契約書等、事業を開始していることが分かる書類 ※農業委員会、商工会等が発行する証明書等 B. 追加資料:事業を令和7年12月以前に開始した場合は、以下の中から1つ ☐前年分の税申告書の写し ※税申告がまだの方は、至急申告を済ませ、申告書の写しをご用意ください。 ※入園後の現況届には、確定申告書の写し(「専従者控除欄」にお名前が記入されたページ)が必要です。
	●保護者が内職の場合 以下の4つの書類が必要です。 ☐就労証明書(所定様式:国様式)…発注者の証明が必要 ☐家庭内労働手帳 ☐直近1か月の注文伝票 ☐直近1か月の受入伝票または収入実績 ※入園後の現況届には、直近3ヶ月分の注文伝票・受入伝票(または収入実績)の提出が必要です。書類の確認できない場合は、就労事由に該当と認められないため退園となります。 ※必要に応じて追加の書類を提出していただきます。

保育を必要とする事由		提出書類
2	妊娠・出産	●<u>産前・産後の場合</u> ☐母子健康手帳 表紙と出産予定日記載ページの写し。 ●<u>妊娠に伴う心身の不調の場合</u> ☐医師の診断書または意見書 医療機関が証明する「家庭で保育が困難」の記載必要。
3	疾病・障がい等	●<u>保護者の疾病・傷病の場合</u> ☐医師の診断書または意見書 医療機関が証明する「家庭で保育が困難」の記載必要。 傷病名が記載されたもの。 ●<u>保護者に障がいがある場合</u> ☐障害者手帳等の写し 手帳番号、本人欄、障がい名等が確認できる部分の写し。
4	看護・介護 ※同居親族の常時看護・介護	●<u>同居親族の看護の場合</u> 以下の3つの書類が必要です。 ☐医師の診断書、意見書 医療機関が証明する「家庭で保育が困難」の記載必要。 傷病名が記載されたもの。 ☐「看護・介護申出書」 ☐「介護等状況申告書」 ●<u>同居親族の介護の場合</u> 以下の2つの書類が必要です。 ☐介護保険被保険者証の写し 要介護状態がわかるもの。 ☐介護サービスのスケジュールの写し
5	災害復旧	●<u>保護者が被災(震災、風水害、火災など)し、その復旧に当たっている場合</u> 以下のうち1つを提出 ☐災害を証明する書類 ☐罹災証明書等
6	求職活動	●<u>保護者が求職活動を継続的に行っている場合 ※年度内1回のみ</u> ☐「求職中の保育の必要性の認定に係る誓約書」 ※入園後、3ヶ月以内に月48時間以上の仕事に就労すること。 就労できなかった場合は、退園となります。
7	就学	●<u>保護者が就学している場合</u> 以下の2つの書類を提出 ☐合格通知または在学証明書 ☐年間カリキュラム・時間割がわかる書類
8	継続利用で 育児休業取得	●<u>在園中で、就労から育児休業になった場合</u> ☐「就労証明書」 勤務先の証明を受けてください。 ※育児休業期間の証明が必要です。※復帰後、復職した証明が必要です。 ※既に保育利用をしている子どもの継続利用が必要な方。

※記載内容について、町職員が事業所等に電話等により確認させていただくことがあります。

※その他、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

※①・②(世帯の状況によっては追加で③)を提出済みの方で、書類の差し替えが生じた場合は、すみやかに提出してください。(オンライン申請等で修正事項が生じた場合はこども課までお問い合わせください。)

※保育を必要とする事由により申し込みをされても、次の場合には入園できないことがあります。

・申込内容に虚偽があった場合 ・定員に余裕がない場合

★世帯の状況により必要な書類

世帯の状況等	必要な書類	備考
ひとり親家庭	下記のいずれか1つ ☐ ひとり親家庭医療証の写し ☐ 児童扶養手当受給者証 ☐ 事件係属証明書(裁判所発行) ☐ 離婚協議中の証明書(行政書士作成) ☐ 役場内の情報提供における同意書(離婚成立後)	※離婚を前提として別居している場合には、離婚成立前でも「ひとり親世帯」としてみなします。その場合は、裁判所が発行する「事件係属証明書」または行政書士が作成する「離婚協議中の証明書」を提出してください。
生活保護世帯	☐ 保護受給証明書の写し	町の担当課窓口で交付
単身赴任の保護者	☐ 就労証明書(所定様式:国様式)	※海外赴任の場合は、日本の雇用主が赴任先を就労証明書に記載し、就労時間等は空白でかまいません。

★xID アプリのご登録について

マイナンバーカードを用いてご登録いただくと、役場からのお知らせ(対応している通知のみ)や入園決定通知や保育料決定通知などの園に関する通知が、スマホで受け取れるようになります。明和町専用のデジタルポストになるため明和町以外からは通知が送られることがなく安心です。ぜひご登録お願いいたします。(代表保護者宛に送付しますので、代表保護者をご登録ください。)

(xIDアプリの登録案内について)

<https://www.town.meiwa.mie.jp/material/files/group/55/xidannnai.pdf>

(アプリインストール:iOS 版)

<https://apps.apple.com/jp/app/%E3%82%AF%E3%83%AD%E3%82%B9%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%87%E3%82%A3/id1495147544>



(登録案内)

(アプリインストール:Android 版)

<https://play.google.com/store/apps/details?id=me.x.id&hl=ja&gl=US&pli=1>



(iOS 版)



(Android 版)